

# 鳩山町森林整備計画

令和5年3月

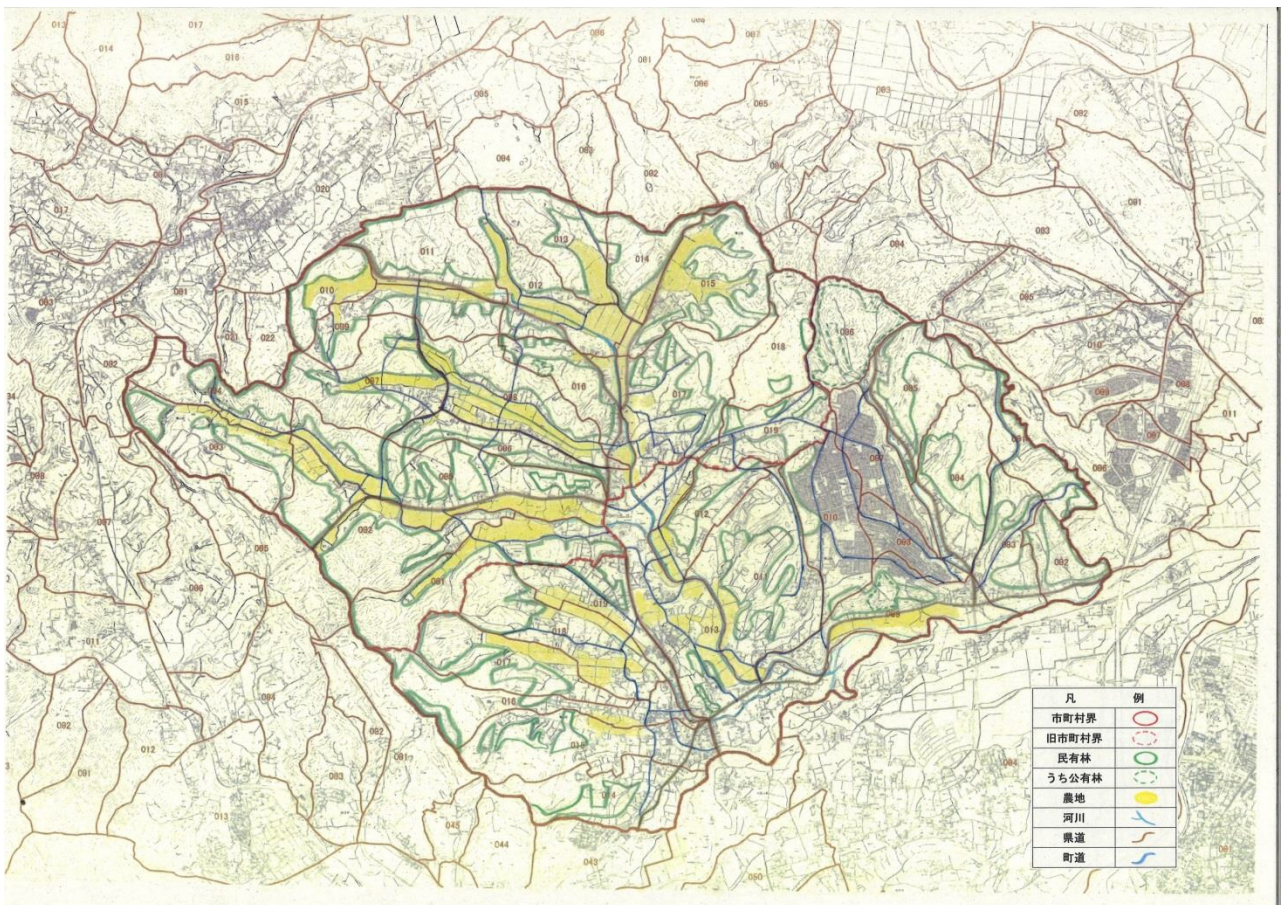
計画期間

自	令和	5年	4月	1日
至	令和15年	3月	31日	

埼玉県

鳩山町

# 鳩山町位置図



## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 . . . . . 1
- 2 森林整備の基本方針 . . . . . 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 . . . . . 2

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢 . . . . . 2
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 . . . . . 2
- 3 その他必要な事項 . . . . . 3

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項 . . . . . 3
- 2 天然更新に関する事項 . . . . . 4
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森に関する事項 . . . . . 5
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 . . . . . 5
- 5 その他必要な事項 . . . . . 6

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 . . . . . 6
- 2 保育の種類別の標準的な方法 . . . . . 7
- 3 その他必要な事項 . . . . . 8

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . . . 8
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 . . . . . 10
- 3 その他必要な事項 . . . . . 12

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 . . . . . 12
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 . . . . . 12
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 . . . . . 12
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 . . . . . 12

5	その他必要な事項	1 2
<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>		
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 2
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 2
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 2
4	その他必要な事項	1 3
<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>		
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 3
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 3
3	作業路網の整備に関する事項	1 3
4	その他必要な事項	1 3
<b>第8 その他必要な事項</b>		
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 3
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 3
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 4
<b>Ⅲ 森林の保護に関する事項</b>		
<b>第1 鳥獣害の防止に関する事項</b>		
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 4
2	その他必要な事項	1 4
<b>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>		
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 4
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	1 4
3	林野火災の予防の方法	1 4
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 5
5	その他必要な事項	1 5
<b>Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項</b>		
1	保健機能森林の区域	1 5
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	1 5
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	1 5
4	その他必要な事項	1 5

## V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	1 5
2	生活環境の整備に関する事項	1 6
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	1 6
4	森林の総合利用の推進に関する事項	1 6
5	住民参加による森林の整備に関する事項	1 6
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	1 6
7	その他必要な事項	1 6

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、埼玉県の中央部、比企丘陵の南端に位置し、総面積 2,573ha で、森林整備計画対象民有林面積は 809ha である。森林のうち 91ha は、スギ・ヒノキ等の人工林となっているが、その他の山林のほとんどはクヌギ・コナラ等を中心とした広葉樹二次林である。これら都市近縁部に残された貴重な森林を、森林資源の循環利用を図りながら、生活環境の保全及び保健休養機能等の公益的機能を高める視点を軸に保全・整備を進める。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

身近な自然や自然とのふれあいの場として適正に管理されている森林や原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林などの「保健機能維持増進森林」や、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い「快適環境形成機能維持増進森林」、埼玉県水源地域保全条例の水源地域に指定されている、地域の用水源として重要なため池等の周辺に存する「水源涵養機能維持増進森林」を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

##### ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割にも考慮しつつ、現状と課題を踏まえ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業を実施する。

「保健機能維持増進森林」は、住民等に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進すること、また、原生な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。

「快適環境形成機能維持増進森林」は、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

「水源涵養機能維持増進森林」は、洪水の緩和や良質良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

## イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行う。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
全 域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

(注) この標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐による。

##### ・ 択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、立木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持し、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

##### ・ 皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、

少なくともおおむね1ヘクタールごとに保残帯を設け的確な更新を図る。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のアからエまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行う。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種名
スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ等

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は鳩山町の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
----	--------	----------------



スギ、ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね1,500
	中仕立て	概ね2,500
	密仕立て	概ね3,200

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は鳩山町の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 方 法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月～6月下旬までに行うことを標準とする。

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は、皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は鳩山町の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

###### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

#### 5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐期齢以上にあつては15年を目安とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であつて、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

#### 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

##### 施業方法 標準伐期

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)		標準的な方法
			初回	2回目	
スギ	疎仕立て	概ね 1,500	—	—	間伐率は本数率概ね 20～35%とする。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
	中仕立て	概ね 2,500	2 5	—	
	密仕立て	概ね 3,200	1 8	2 5	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	—	—	
	中仕立て	概ね 2,500	3 0	—	
	密仕立て	概ね 3,200	2 0	3 0	

##### 施業方法 長伐期

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	疎仕立て	概ね 1,500	3 5	4 5			間伐率は本数率概ね 20～35%とする。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
	中仕立て	概ね 2,500	2 5	3 5	4 5		
	密仕立て	概ね 3,200	1 8	2 5	3 5	4 5	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	4 0	5 5			
	中仕立て	概ね 2,500	3 0	4 0	5 5		
	密仕立て	概ね 3,200	2 0	3 0	4 0	5 5	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

### ア 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数		標準的な方法
		初回	第2回	
下刈り	スギ	1～5	—	原則として全刈とし、必要に応じて

	ヒノキ	1～6	—	2回刈りを行う。 なお、作業は毎年実施する。
	広葉樹	適宜		
つる切り	スギ	8	1 2	下刈終了後、つるの繁茂状況を見ながら適切に行う。
	ヒノキ	8	1 2	
	広葉樹	適宜		
除伐	スギ	1 0	1 5	不要木及び不良木の除去を行う。
	ヒノキ	1 1	1 6	
	広葉樹	適宜		
枝打	スギ	1 0	1 5	1回当たりの枝打高は1～2m程度とし、実施時期は秋から早春樹液が流動し始める前までの間とする。
	ヒノキ	1 1	1 6	

#### イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の下刈り・ つる切り・除伐	植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。
上層木の枝払い	下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

#### ウ 育成複層林（下木を植栽する場合）

下刈り	雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。
芽かき	ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。
つる切り	目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。
除伐	幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除却する。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
全域	45年	50年	45年	60年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流化水、地中水の集中流化する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等である。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等である。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化材保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等、希少な生物の保護のため必要な森林等である。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成、生物多様性の保全に配慮した施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。ただし、森林の循環利

用を推進するために森林整備を適切に行い、水源涵養や二酸化炭素の吸収など、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることができ、かつその跡地を再造林する場合は皆伐することができる。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。アの①～③のそれぞれの区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

長伐期を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
全域	70年	80年	70年	100年	20年	30年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

該当なし

### (2) 森林施業の方法

該当なし

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	亀井 1～5、 9～13 林班	310.67
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	亀井 16 林班	21.38
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	亀井 6～8、14、15、 17～19 林班 今宿 1～5、 10～19 林班	415.5



保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	今宿 6、9 林班	61.66
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	亀井 3、10、13 林班	62.68
長伐期施業を推進すべき森林	亀井 14、15、 17～19 林班 今宿 1～5、 10～19 林班	323.43
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	今宿 6、9 林班	61.66
択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、以下の事項に留意すること。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないようあらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと

4 その他の必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

#### イ 基幹路網の整備計画

該当なし

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

### (2) 細部路網の整備に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項その他必要な事項

該当なし

## 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

設定なし

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

なし

## 2 その他必要な事項

なし

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図る。森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林ボランティア等の連携体制づくりを図る。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力して防護柵の設置等を行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消化機材等の配置及び作業道の充実により防火管理網を整備する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

鳩山町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において火入れを実施する場合には、鳩山町火入れに関する規則に基づき、町長の許可を得なければならない。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

#### (2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

##### 4 その他必要な事項

該当なし

#### V その他森林の整備のために必要な事項

##### 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
亀井	亀井 1～19	5 1 2 . 6 5
今宿	今宿 1～6, 9～19	2 9 6 . 5 6

- (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

##### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

##### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

##### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

**5 住民参加による森林の整備に関する事項**

森林の持つ多面的機能が維持増進されるよう、地域住民参加、森林ボランティア等による森林の保全・整備を推進する。

**6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項**

該当なし

**7 その他必要な事項**

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制度に従った森林施業の方法に従って実施する。

# 森林整備計画概要図

